

表紙 保護の宣言	
<p>◎記載の視点 I～VIの記載の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えるおそれのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言</p>	
I 基本情報	
<p>◎記載の視点 評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務の内容及び当該事務の流れについて具体的に記載</p>	
主な記載項目	概要
事務の名称（内容）	令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務
システムの名称	税務事務システム、統合基盤システム、中間サーバ
取扱うファイル名	定額減税補足給付金（調整給付）支給対象者ファイル
ファイルを取扱う理由	支給対象となる者について「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき登録された口座等について照会し、プッシュ型の給付を行う。
情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する
利用上の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表の第135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条（令和三年法律第三十八号）
担当部署	財政局税務部課税課
II 特定個人情報ファイルの概要	
<p>◎記載の視点 評価対象の事務において取扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスについて具体的に記載</p>	
主な記載項目	概要
ファイルの内容	個人番号対応符号、その他識別情報（内部番号）、地方税関係情報、氏名・生年月日・住所、口座情報登録・連携ファイル関係情報
取扱いのプロセス	
特定個人情報の入手	・情報提供ネットワークシステムを通じた他行政機関（デジタル庁）
特定個人情報の使用	調整給付の支給対象者を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施する。 税務事務システムより抽出した支給対象者の内部識別番号の宛名番号から個人番号を取得し、公金受取口座情報等について中間サーバを使用し口座情報の照会を行う。
ファイル取扱いの委託	定額減税及び定額減税補足給付金（調整給付）対応に必要な範囲で委託を行う。
特定個人情報の提供・移転	提供・移転は行わない。

	特定個人情報の保管・消去	<p>当該事務において、情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し情報連携を行う。情報連携時に委託業者が作成した特定個人情報ファイルは口座情報取得後速やかに消去し、保管を行わない。ただし、情報連携時に中間サーバに当該事務で取り扱う情報の副本が格納されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
--	--------------	---

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

◎記載の視点

評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について、Ⅱの記載を踏まえ、評価書に例示されている各リスクに法令上、システム上及び運用上どのように対応しているかを具体的に確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを評価

	主な記載項目	概要
Ⅲ 2	特定個人情報の入手 (目的外の入手、不適切な方法の入手、不正確な情報の入手、入手の際の情報漏えい・紛失等のリスク)	情報提供ネットワークシステム以外を通じた入手は行わない。
Ⅲ 3	特定個人情報の使用 (目的を越えた紐付け、権限のない者の不正使用、事務外の使用、情報の不正な複製等のリスク)	・高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで安全性を確保している。
Ⅲ 4	ファイル取扱いの委託 (不正な入手、不正な使用、不正な提供、不正な保管・消去等のリスク)	・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じている。 ・個人情報の外部への持ち出しを禁止している。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供を禁止する。
Ⅲ 5	特定個人情報の提供・移転 (不正な提供、不適切な方法の提供、誤った情報の提供の等のリスク)	・特定個人情報の提供・移転は行わない。
Ⅲ 6	情報提供ネットワークシステムとの接続 (目的外の入手、安全でない方法による入手、情報が不正確、情報の漏えい・紛失・不正な提供・不適切な方法での提供、誤った提供等のリスク)	・高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで安全性を確保している。
Ⅲ 7	特定個人情報の保管・消去 (情報の漏えい等、古い情報のまま更新されない、情報が消去されない等のリスク)	・保管場所の入退出管理等の物理的対策及びOSのセキュリティパッチの適用等の技術的対策を実施。

Ⅳ その他のリスク対策

◎記載の視点

Ⅰ、Ⅱの記載内容が正確かどうか、及びⅢにおいて記載したリスク対策が実際に行われているかどうかについての確認方法及び、事務従事者への教育内容について具体的に記載

	主な記載項目	概要
	自己点検・監査	・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検及び監査を実施することとしている。

従事者への教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ実施手順を定めており、職員に対して研修・啓発を行っている。 ・委託業者に対しては、契約書等で必要な事項を定めている。
V 開示請求、問合せ	
◎記載の視点 特定個人情報の開示等の請求を行う場合の請求先等について具体的に記載	
主な記載項目	概要
開示・訂正・利用停止請求、問い合わせ先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
VI 評価実施手続	
◎記載の視点 評価手続について具体的に記載	
主な記載項目	概要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる
住民の意見聴取	パブリックコメント制度により実施